

平成 19 年 2 月 22 日
行政経営部 行政経営課

行政経営指針行動計画の改定について

◎ 趣 旨

平成 18 年 3 月に改定した行政経営指針行動計画（平成 17～21 年度）について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、見直しを行ったので、その内容について協議するもの

1 経過

- 1 2 月 4 日 行政経営検討委員会で「見直し方針」について了承
2 5 日 各部局による見直し案の提出
1 月～ 全体調整

* 「見直し方針」

(1) 既定取組の見直し

- ア 制度の改正などの情勢により、取組の内容を見直す必要が生じたものについては、状況に応じた、効果的な内容に変更する。
イ やむをえず実施時期を延伸する場合を除き、可能な限りスケジュールを前倒しする。

(2) 新規取組の計上

行政経営指針に加え、「a t Home」の視点を踏まえながら、新たな取組を検討し計上する。

なお、総合計画実施計画はもちろんのこと、各個別計画、分野別計画の策定を通じ、将来に向けて新たな施策・取組を位置付けたものについては、原則として計上する。

(3) 「市民との協働の推進」に係る取組の再整理

- ア 「市民協働推進計画」と「地区行政推進計画」が策定されたことから、現計画に計上されている「市民との協働の推進」に係る取組を再整理する。
イ 「市民協働推進計画」と「地区行政推進計画」に計上されている取組のうち、「行動計画」に計上することが相応しい取組は、新たに計上する。

(4) 合併への対応

- ア 市町合併に伴い、「合併市町村基本計画」をはじめ、各種行政制度の調整方針等を踏まえ、2 町の計画の内容を精査し、新市の行動計画とする。
イ 同種、類似の取組については、市の現計画に包含させることを基本とし、また、市の計画に計上されていない取組については、必要性や緊急性等を十分に見極めた上で計上する。

2 計画の見直しの概要

(1) 新規計上する取組

ア 個別方針や計画等に基づくもの

(ア) 外部委託（アウトソーシング）の推進に係る指針に基づく取組

- ・外部委託（指定管理者制度を含む）に関する取組のうち、具体的な取組内容や時期が確定したもの

(イ) 各種計画に計上された取組

- ・総合計画実施計画等に計上された取組のうち、事業の効率化や行政サービスの向上が図れるもの

(ウ) 「市民協働推進計画（平成18年9月策定）」と「地区行政推進計画（平成18年5月策定）」に計上された取組

- ・行政がより主体的に取り組んでいくものであって、取組内容や時期が確定しているもの
 - ・まちづくり活動の支援・促進につながる情報提供の充実，利便性の向上に関する取組
 - ・協働の仕組みづくりに関する取組
 - ・事業の効率化や制度改革に関する取組

イ 合併に伴うもの

- ・2町の行政改革の推進に関する行動計画に計上されている取組のうち、本行動計画に計上することが相応しいもの

◆ 2町の取組の扱い（上河内町：16取組，河内町：64取組）

市の行動計画に同種、類似の取組の有無	市の行動計画への計上	取組数	備考	取組例
有	する (包含)	22	具体的な内容や目標等は 新市移行後に調整する	・指定管理者制度の活用 ・定員の適正化（職員数の削減）等
無	する (新規)	3		・ゆず園の有効活用〔上河内町〕 ・旧ひがし保育園敷地等の借地返還 (学童保育の拠点換え)〔上河内町〕 ・西下ヶ橋地内生態系保全空間の 維持管理及び有効活用〔河内町〕
	しない	34	市で既に実施している ため	・例規集のデータベース化 ・職員提案制度の確立 等
		21	合併に伴う各種事務事業 の取扱いの調整を行った 結果，計上の必要がなく なったため	・係のグループ制への移行 ・水道料金等の見直し 等
計		80		

- ・1市2町の行政改革の推進に関する行動計画には位置付けられていないが、サービス水準の維持・向上や効果的・効率的な行政運営の推進を図るためのもの

◆新規計上する取組のまとめ 【別紙1参照】

行動計画の体系		取組数	取組例
市民との協働の推進	「信頼関係の構築」に向けた改革	1	・協働評価制度の創設
	「市民の持つ力の発揮」に向けた改革	9	・まちづくりにおける市民参加手法の拡充 ・市民協働の啓発 ・まちづくりに関する活動情報の集約と提供 等
	「地域自治の確立」に向けた改革	3	・地域ビジョンの策定支援 ・西下ヶ橋地内生態系保全空間の維持管理及び有効利用 ・地域自治制度の創設・推進
成果重視の行政経営	常に最適なサービスを展開する「仕組み」の改革	10	・被爆者健診の見直し ・オリオン市民広場への指定管理者制度の導入 ・本庁舎設備更新整備へのESCO事業の導入 等
	計	23	

(2) 変更する取組

ア 内容を変更するもの

- ・効果や効率を再検討した結果、内容の見直しが必要になった取組
- ・合併に伴い、内容の見直しが必要になった取組

イ 目標を変更するもの

- ・目標を明確にするためや取組内容の変更に伴い、目標の見直しが必要になった取組
- ・合併に伴い、目標の見直しが必要になった取組

ウ 推進スケジュールを変更するもの

- ・内容や目標の変更、取組の相手方の状況等に伴い、推進スケジュールの見直しが必要になった取組

エ 所管課を変更するもの

- ・取組内容の変更等に伴い、主管課の変更が必要になった取組

(3) 完了および取り下げる取組

ア 完了又は完了予定のもの

- ・17年度完了および18年度完了予定のもの

イ 取り下げるもの

- ・「市民協働に係る取組」の再整理において、取組が普及してきており、各課における個別事業として推進していくこととした取組
- ・取組を中止するもの

◆変更，完了および取り下げる取組のまとめ 【別紙２参照】

区 分	取組数	取組例
内容を変更するもの	32	
①内容を変更するもの	9	・壺園の管理手法の見直し ・通学区域の見直し 等
②目標を変更するもの	21	・電子入札の推進 ・環境学習センター管理業務等の外部委託の実施 ・収納率の向上に関する各取組 等
③推進スケジュールを変更するもの	13	・各種障害者福祉サービスの受益者負担の見直し ・下水処理場運転管理業務等の外部委託の実施 等
うち前倒しするもの	2	・自転車駐車場管理方法の見直し ・橋りょうの長寿命化の推進
うち延伸するもの	4	・旅費計算の外部委託の実施 ・みずほの自然の森公園への指定管理者制度の導入 ・下水道台帳管理システムの構築 ・交通災害共済制度の見直し
④所管課を変更するもの	2	・橋りょうの長寿命化の推進 等

注) ①，②，③，④で重複しているものがある

完了又は完了予定のもの	23	・17年度完了 : 11取組 ・18年度完了予定 : 12取組
取り下げるもの	2	・献血団体の育成：推進方針の変更 ・AEDの使用に関する講習の実施：市民協働に係る取組の再整理

3 行動計画の改定（案） 【別冊参照】

(1) 計画期間

平成19～21年度

(2) 取組件数

70項目104取組

改定前	72項目106取組
17年度完了	8項目 11取組
18年度完了（予定）	9項目 12取組
取下げ	2項目 2取組
新規計上	17項目 23取組

4 今後のスケジュール

2月27日 行政経営検討委員会

3月 公表